日立市告示第99号

日立市不妊治療費助成要綱の一部を次のように改正する。

令和８年１１月１１日

日立市長　　小　川　春　樹

第１条中「男性不妊治療」を「精子採取手術」に改め、「精子採取手術」という。）」の次に「並びに生殖補助医療と組み合わせて行われる先進医療（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成２０年厚生労働省告示第１２９号。以下「国告示」という。）第１第１号に規定する先進医療であって、国告示第１第２号に規定する厚生労働大臣が認めた病院又は診療所で行う不妊治療に係るものをいう。以下「先進医療」という。）」を加える。

第２条第１号中「生殖補助医療」の次に「又は精子採取手術」を加え、「ないか、又は」を「ない又は」に改め、同条第２号中「夫又は妻のいずれか一方又は両方」を「夫若しくは妻又はその両方」に改め、「生殖補助医療」の次に「又は精子採取手術」を加え、同条第３号中「係る」の次に「１回の」を加える。

第３条中「及び男性不妊治療（」を「、精子採取手術及び先進医療に要した費用とする。なお、」に改め、「）に要した費用とする。」を削る。

第４条各号列記以外の部分中「治療は」を「場合は」に改め、同条第２号及び第３号中「妊娠、出産」を「妊娠及び出産」に改める。

第５条第１項中「生殖補助医療」の次に「及び先進医療」を加え、同条第２項中「男性不妊治療」を「精子採取手術」に改め、同条第４項を削る。

第７条中「又は男性不妊治療」を「、精子採取手術又は先進医療」に改める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から適用する。